

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (2件) (     "   )	2
公 告	
○高知県立月見山こどもの森の指定管理者の募集 (環境共生課)	2
○高知県立海岸緑地公園の指定管理者の募集 (港湾・海岸課)	3

-----  
告 示  
-----

高知県告示第558号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成23年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成23年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	501.99
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	773.86	194.15
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30

4 夜須川	香南市	3.80	1.60
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	773.16	104.28
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,532.98	78.21
7 鏡川	高知市の一部	164.86	9.00
8 本川地区	いの町の一部	649.75	15.94
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	623.99	119.27
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	123.64	113.55
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,526.41	170.72
12 伊与喜川	黒潮町の一部	41.02	45.52
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,356.59	357.86
14 大方地区	黒潮町の一部	79.36	78.76
15 松田川	宿毛市の一部	130.72	178.32

16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.32	42.88
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	173.70	165.04
計		8,376.02	2,380.39

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林

1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	58.80
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.94
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 樺原町 津野町 四万十町	3.94
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計			144.94

高知県告示第559号

平成23年8月高知県告示第504号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村鳥533番地
  - イ 氏名  
東勢 喜太郎
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村鳥76番地
  - イ 氏名  
竹内 作次
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村鳥70番地
  - イ 氏名

- 竹内 茂一郎
- (4)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村地吉380番地
- イ 氏名  
宮脇 徳広
- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町古城字上ハフトナシ530の3、530の4、530の6、字フトナシ532、536
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第560号  
平成23年8月高知県告示第505号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成23年9月1日  
高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
  - (1) 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村大野151番地
  - (2) 氏名  
武林 亀太郎
  - 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
    - (1) 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町十川字カナラシ1362の1、1362の3、1362の4
    - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
平成23年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称  
高知県立月見山こどもの森（以下「月見山こどもの森」という。）
- (2) 施設の場所  
香南市香我美町岸本及び夜須町坪井
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 月見山こどもの森における行為並びに月見山こどもの森のキャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等に関する業務
  - (2) 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務
  - (3) 月見山こどもの森の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、その業務に係る経費の縮減を図り、効率的に月見山こどもの森の管理運営をすることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
    - ア 2の業務に関する事業計画書
    - イ 2の業務に関する収支予算書
    - ウ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
    - エ 定款、規約その他これらに類する書類
    - オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものの写しに限る。）
    - カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
    - キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
    - ク グループでの応募の場合にあつては、その構成員の役割分担に関する書類

(2) 募集期間は、平成23年9月1日（木）から同月30日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年9月30日午後5時15分までに必着すること。

(3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部環境共生課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>）から入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
 県は、指定管理者と月見山こどもの森の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目7-52  
 高知県林業振興・環境部環境共生課  
 電話番号088-821-4842 ファクシミリ番号088-821-4530

~~~~~

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
 平成23年9月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び場所  
 ア 高知県立甲浦港海岸緑地公園（以下「甲浦港海岸緑地公園」という。）  
 安芸郡東洋町白浜  
 イ 高知県立手結港海岸緑地公園（以下「手結港海岸緑地公園」という。）  
 香南市夜須町坪井

(2) 施設の概要  
 募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 行為の許可等、利用の許可等、許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務

(2) 利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の区域外の前面海浜地の清掃に関する業務

3 指定期間  
 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有する法人その他の団体又は複数の法人その他の団体により構成されるグループ（当該グループの代表となる構成員にあっては、高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有すること。）とし、個人での応募はできないものとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。  
 ア 2の業務に係る事業計画書  
 イ 2の業務に係る収支計画書  
 ウ 甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定を受けようとするものにあつては、2の業務に係る管理代行料提案書  
 エ 定款、規約その他これらに類する書類  
 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）  
 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
 キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項に該当しない旨の誓約書  
 ク 複数の法人その他の団体により構成されるグループにあっては、申請手続等に関する委任状及びグループの結成に関する協定書又はこれに準ずる書類

(2) 申請書等の提出期間は、平成23年9月1日（木）から同年10月3日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から

午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成23年10月3日午後5時15分までに必着すること。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
 なお、募集要項の配布は、(2)の提出期間内に高知県土木部港湾・海岸課及び各土木事務所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/>）から入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
 県は、指定管理者と甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。

7 申請書等の提出場所及び問い合わせ先  
 郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
 高知県土木部港湾・海岸課  
 電話番号088-823-9883 ファクシミリ番号088-823-9657